

## 川口市生活介護きじばと

### 施設概要

設置目的	障害者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
所在地	川口市八幡木1丁目19番地の5
構造規模	① 構造 重量鉄骨造2階建て ② 敷地面積 944.84㎡ ③ 延床面積 737.50㎡ 1階床面積377.50㎡(鳩ヶ谷れんげそう) 2階床面積360.00㎡(生活介護きじばと) ④ 施設内容 事務室、訓練・作業室、多目的室、医務室兼静養室、相談室、トイレ、更衣室、洗面所、シャワー室、洗濯場・汚物処理室、倉庫、エレベーター 【定員30名】
所管課	福祉部障害福祉課

### 選定概要

指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日 【5年】
選定種別	非公募（別添「非公募理由説明書」参照）
利用料金	有り

### 福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会における選定結果

第一位指定管理者候補者	
名称	社会福祉法人川口市社会福祉事業団
所在地	川口市大字道合1421番地
代表者	理事長 水野 敦志
主な業種	福祉施設の受託管理業務及び自主経營業務
法人の目的	川口市が設置した福祉施設の受託管理業務を行うとともに、自ら市民の福祉ニーズに応えるため、社会福祉法に基づき、福祉施設を設置運営することを目的とする。

法人の事業	<p>1. 受託経営施設</p> <p>老人福祉施設として、高齢者総合福祉センター「サンテピア」（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）、老人デイサービスセンター「れんげそう」（横曽根、新郷、芝、芝南、前川東、鳩ヶ谷）、老人福祉センター「たたら荘」（安行、神根、芝）、社会福祉センター（老人デイサービス事業、ボランティア活動支援事業）を運営している。</p> <p>障害福祉施設として、障害者一時入所施設「しらゆりの家」、社会福祉センター（地域活動支援センター事業）、生活介護きじばと、就労継続支援きじばとを運営している。</p> <p>その他として、地域包括支援センター（神根、新郷、芝伊刈、西、鳩ヶ谷東部）、障害者相談支援センターしらゆり（相談支援事業）を運営している。</p> <p>2. 自主経営施設</p> <p>老人福祉センター（6箇所）、鳩ヶ谷福祉センター（1箇所）、居宅介護支援事業所（4箇所）、やすらぎの家（2箇所）、生活介護事業所（1箇所）を運営している。</p>
役員の状況	理事長1名、常務理事1名、理事8名、評議員21名、監事2名からなる。
指定管理料	【5年総額】 21,077,000円
選定理由	<p>当該施設は、対象者が障害者であることから、専門的知識をもった職員の対応が必要であり、また、生活介護施設という性質上、1年を通して、同一利用者が土日を除いて毎日通所する施設であるため、「継続して利用する利用者やその家族、各関係機関との信頼関係の構築」及び「利用者の精神的な安定を図るための同一職員による継続的な支援」が必要である。このことから、運営主体を数年ごとに変更してしまうことは、利用者の精神的な安定を損なう等、サービスの低下に繋がるものであり、随意指定とするものである。</p> <p>福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、川口市生活介護きじばとの目的・役割等を十分に理解し、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う場としての施設運営が適切に行われ、かつ、施設の運営方針、利用の確保、施設の効果、事業計画に沿った管理能力、管理軽費の縮減、法人の現状が適正であるかについて、提出された資料の審査を行い、総合的に評価して選考を行った。</p> <p>選考評価表に従って、4名の選考委員が6分野、10項目について採点した合計点数は500点満点中、328点となった。</p> <p>「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」は、6分野、10項目のうち、「川口市生活介護きじばとの運営の理念と希望する理由」、「市民ニーズの把握、苦情等の対応等、事業運営における改善について」の2項目について、高い評価を受け、その他についても概ね適正の評価を受けた。</p> <p>福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会では、選定経過等を踏まえ、選考評価表の採点結果から、「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」を当該施設の指定管理者候補者とするもの。</p>

## 川口市指定管理者候補者選定及び評価会議における意見等

川口市生活介護きじばとの指定管理者候補者の選定については、専門委員会で適正な手続がなされ、候補者として選定基準等に合致しているものと判断した。

### 選定資料

選定書類	添付資料
指定管理者申請団体審査結果	別紙 1
審査基準	別紙 2
審査表	別紙 3

### 選定経過

川口市指定管理者候補者選定及び評価会議及び専門委員会選定スケジュール	日程
○第 1 回専門委員会○ ※決定事項 指定管理者候補者選定方法、審査基準、募集内容	平成 27 年 5 月 29 日
○第 2 回専門委員会○ 対象施設現地視察	平成 27 年 7 月 10 日
○第 3 回専門委員会○ プレゼンテーション審査	平成 27 年 8 月 21 日
○第 4 回専門委員会○ ※決定事項 指定管理者候補者及び第二位候補者の決定	平成 27 年 9 月 25 日
●川口市指定管理者候補者選定及び評価会議●	平成 27 年 10 月 30 日

### 福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会委員名簿

	役 職	氏 名	区 分	経 歴 等
1	委員長	池田 誠	川口市職員	福祉部長
2	副委員長	小林 修	知識経験者	小林修税理士事務所
3	委 員	小山 圭三	知識経験者	特別養護老人ホーム紫水苑施設長
4	委 員	井出 信男	知識経験者	社会福祉法人ごきげんらいぶ理事長

### 川口市指定管理者候補者選定及び評価会議委員名簿

	役 職	氏 名	区 分	経 歴 等
1	会 長	水野 敦志	副市長	
2	副会長	高田 勝	副市長	
3	副会長	寺田 美津司	社会保険労務士	埼玉県社会保険労務士会川口支部長
4	委 員	谷川 光洋	弁護士	弁護士会埼玉弁護士会所属
5	委 員	鈴木 真由美	税理士	関東信越税理士会川口支部所属
6	委 員	木村 裕美	中小企業診断士	早稲田大学研究員
7	委 員	伊藤 正樹	市民代表	川口機械工業企業研究会特別幹事

8	委員	佐藤 千恵子	市民代表	スクールカウンセラー
9	委員	橋本 泰孝	市民代表	NPO川口市民環境会議 副代表理事

## 川口市生活介護きじばと 選考評価表（集計用）

法人名 川口市社会福祉事業団

	A	B	C	D	合計
1-① 川口市生活介護きじばとの運営の理念と希望する理由	5	5	4	4	18
2-① 利用者の対応について	5	4	3	4	16
2-② 職員の配置について	5	4	3	4	16
3-① 川口市生活介護きじばとの目的を達成するための考え方について	5	4	3	4	16
3-② 市民に対する関連情報の提供方法について	5	4	3	4	16
4-① 専門知識や利用者への指導能力の育成について	5	5	3	3	16
4-② 市民ニーズの把握、苦情等の対応等、事業運営における改善について	5	5	4	4	18
5-① 運営経費の有効かつ効果的な活用方法について	5	5	4	3	17
5-② 適正な経費について	5	4	3	3	15
6-① 法人の運営事業や福祉施設運営の実績及び財務状況等について	5	4	4	3	16
計	50	44	34	36	164
点数（100点満点） ※採点する際は5段階評価だが、配点は各項目10点のため	100	88	68	72	328

## 審査項目について

## 1 川口市生活介護きじばとの運営方針について

## ① 川口市生活介護きじばとの運営の理念と希望する理由

・ 川口市生活介護きじばとの設置目的を理解し、自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことによる、障害者の福祉の増進に資する適切な理念、方針や考え方が述べられているか。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

## 2 川口市生活介護きじばとを利用するかたの平等な利用の確保について

## ① 利用者の対応について

・ 受付の方法や、利用希望が重複した場合など、平等公平に施設利用運営が行われるような提案か。  
 ・ 利用者を尊重する姿勢がみられるものとなっているか。  
 ・ 年齢や障害特性にとらわれず、障害者等の利用を幅広く受け入れることができるか。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

## ② 職員の配置について

・ 業務を効果的かつ効率的に行うために必要な職員配置がなされているか。  
 ・ 利用者の障害特性や利用人数に応じた柔軟かつ適切な職員配置ができるようになっているか。  
 ・ 提案した事業運営を実現するための適切な職員配置がなされているか。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

## 3 施設の効果について

## ① 川口市生活介護きじばとの目的を達成するための考え方について

・ 目的を達成するための考え方を述べられているか。  
 ・ 自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことによる、障害者の福祉の増進の成果が望まれるものとなっているか。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

## ② 市民に対する関連情報の提供方法について

・ 必要な社会資源(関連機関・団体、情報)を的確に認識しているか。  
 ・ 必要な社会資源(関連機関・団体、情報)の入手法や連携を述べられているか。  
 ・ それらをどのように市民へ提供していくのか具体的に述べられているか。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

#### 4 事業計画に沿った管理を行う人的及び物的な能力について

##### ① 専門知識や利用者への指導能力の育成について

- ・ 専門知識の習得や利用者への指導能力について、どのような考えで、向上させていくのか。
- ・ 職員研修などを具体的にどのように実施していくのか。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

##### ② 市民ニーズの把握、苦情等の対応等、事業運営における改善について

- ・ サービスの向上を目指し、内容の見直しなどが行われる具体的な提案があるか。
- ・ 利用者のニーズをどのように把握していくかが具体的に述べられているか。
- ・ トラブルや苦情への考え方や対応は適切に示されているか。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

#### 5 管理経費の縮減について

##### ① 運営経費の有効かつ効果的な活用方法について

- ・ 経費を有効かつ効果的に配分しているか。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

##### ② 適正な経費について

- ・ 修繕費を含め、必要な経費を見積もっているか。
- ・ 稼働率に見合った収入を計上し、金額に反映しているか。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

#### 6 応募法人の現状等について

##### ① 法人の運営事業や福祉施設運営の実績及び財務状況等について

- ・ 類似施設の運営実績はどうか。
- ・ 外部監査を実施しているか。
- ・ 法人等の運営が健全に行われているか(決算報告、財産目録、財務分析表等を参照)。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

## 川口市生活介護きじばと 選考評価表（記入用）

委員氏名 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

	非常に優れている	優れている	適当	やや劣っている	劣っている
<b>1 川口市生活介護きじばとの運営方針について</b>					
① 川口市生活介護きじばとの運営の理念と希望する理由	5	4	3	2	1
<b>2 川口市生活介護きじばとを利用するかたの平等な利用の確保について</b>					
① 利用者の対応について	5	4	3	2	1
② 職員の配置について	5	4	3	2	1
<b>3 施設の効果について</b>					
① 川口市生活介護きじばとの目的を達成するための考え方について	5	4	3	2	1
② 市民に対する関連情報の提供方法について	5	4	3	2	1
<b>4 事業計画に沿った管理を行う人的及び物的な能力について</b>					
① 専門知識や利用者への指導能力の育成について	5	4	3	2	1
② 市民ニーズの把握、苦情等の対応等、事業運営における改善について	5	4	3	2	1
<b>5 管理経費の縮減について</b>					
① 運営経費の有効かつ効果的な活用方法について	5	4	3	2	1
② 適正な経費について	5	4	3	2	1
<b>6 応募法人の現状等について</b>					
① 法人の運営事業や福祉施設運営の実績及び財務状況等について	5	4	3	2	1



## 川口市生活介護きじばと 非公募理由説明書

当該施設は、対象者が身体・知的・精神障害者等であることから、専門的知識をもった職員の対応が不可欠である。

また、生活介護施設という性質上、1年を通して、同一利用者が土日を除いて毎日通所する施設であるため、「継続して利用する利用者やその家族、各関係機関との信頼関係の構築」及び「利用者の精神的な安定を図るための同一職員による継続的な支援」についての必要性は高いものである。

このことから、運営主体を数年ごとに変更してしまうことは、利用者の精神的な安定を損なう等、サービスの低下に繋がるものである。

以上の理由により、

川口市指定管理者制度運用指針に定められている公募の例外規定

②「専門的かつ高度な技術、ノウハウなどを有する特定の民間事業者等を指定することが適切な施設であると認められる場合」

に該当するので、前回の選定と同様、非公募として随意指定とするもの。